

## 令和6年第2回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和6年2月28日 午前9時00分~9時30分

2. 開催場所 土佐町役場2階会議室

3. 出席委員 (10名)

1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・4 宮元務・5 窪内一雄・7 西村園・9 西村尚・10 細川盛次

11 近藤秀幸・12 西村美佐江

4. 欠席委員(4名) 6 仁井田亮一郎・8 和田勇・13 澤田順一・14 川村耕貴

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂・和田彩香

6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

その他

報 告 農地法第3条の3届出について

7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は仁井田亮一郎委員、和田勇委員、澤田順一委員、川村耕貴委員の4名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長:おはようございます。令和6年第2回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。2番秦泉寺博隆委員、4番宮元務委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。1件目について説明します。

【内容説明】

会長:宮元委員より補足説明はありませんか。

宮元委員:ありません。

会長:他に質疑等ありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案、農地法第5条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第2号議案農地法第5条による許可申請について説明します。農地を別の用途に変更する、転用の申請です。町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。転用に加え、所有権移転や、使用貸借権の設定など、権利の移動もある案件が5条申請です。今回は2件あります。1件目について説明します。

【内容説明】

会長:この件について他に意見はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようでしたら採決を行います。本件の農地法第5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により本件は農業委員会としては許可相当であると意見を付して県に進達します。以上で議案審議を終わります。つづいて2件目について事務局の説明を求めます。

事務局:2件目について説明します。

【内容説明】

会長:この件について他に意見はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようでしたら採決を行います。本件の農地法第5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により本件は農業委員会として許可相当であると意見を付して県に進達します。

以上で議案審議を終わります。その他について、事務局より何かありませんか。

事務局:農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回1件の届出があり、本件はその報告です。先程、5条で譲渡した方になります。

【内容説明】

会長:次回について事務局よりお願いします。

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。今回は3月28日、木曜日、9時から開催します。以上です。

会長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第2回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

式地 敬一

議事録署名委員

宮元 務

議事録署名委員

秦泉寺 博隆